議題1：債務負担行為による工事の設計変更について

資料1

市名		各市の状況
1	名古屋市	債務負担行為は議会の議決によって、その内容（事項、限度額、期間等）を設定していますので、これらを変更する場合は、補正等で新たに議会の議決をえる必要があるかと思います。当市では、こういった補正等の対応をできるだけ避けるために、設計変更を見込んだ金額、期間で当初の債務負担行為を設定しております。
2	豊橋市	増額の契約変更が生じた場合、補正予算又は、流用により予算措置を行えば良いと考えます。
3	岡崎市	岡崎市の道路維持修繕工事において、一宮市と同様のケースで債務負担行為を行う事例がないため、回答できることはありません。
4	一宮市	当市は、生活関連の土木予算（歳出予算）により、道路や舗装の改築事業等を行なっています。また、これとは別に、2年の期間で同一事業の債務負担行為による予算も認めていただき、施工時期の平準化を図っています。 最終年の2年目に増額の設計変更が生じた場合、債務負担行為による増額の支出負担行為は出来ないことになっています。そこで、同一目的である生活関連の土木予算（2年目の歳出予算）から増額分の支出負担行為を行い、この二つの支出負担行為により設計変更の契約を行っているものです。
5	瀬戸市	・当市では、工事設計業務委託等に係る債務負担行為の設定を行っていないため、質問の事例には該当しません。
6	半田市	債務負担行為で2年目以降に増額した案件はありません。
7	春日井市	最近は事例がないが、対応としては増額分は補正予算で計上するか、現行予算内で対応できるのであれば、流用を行って対応する予定である。
8	豊川市	大型の公共施設整備事業で、完了までに2か年以上を要する建設工事費等については、運用方針で継続費の設定をしている。（工事費等には債務負担行為の設定をしていない）
9	津島市	あらかじめ、多少の増額変更が生じることを加味して債務負担行為を設定しており、今回の事例のような事はこれまで起こっていません。 今回のような事例が生じた場合には、もし1年目の途中で判明すれば、再度増額分の債務負担行為を設定し、2年目の途中で判明すれば、額が確定次第補正で対応していくことになると考えます。
10	碧南市	碧南市においては、主に建築等の大規模工事について債務負担行為による工事を進めております。 当市においては、大規模工事での契約変更事例が大変少ない状況であり、このような問題の発生が見られないのが現状ですが、設計変更が生じた場合にも請負差金で吸収できているため、このような問題はありません。
11	刈谷市	債務負担行為の限度額変更が必要となるような事例がありません。 仮に、対処する場合は、別途補正予算により予算措置を行い執行することになると考えます。
12	豊田市	1年目に増額の設計変更が生じ、1年目に変更契約を締結する場合は、債務負担の再設定を補正予算に計上する。2年目に変更契約を締結する場合は、当初予算に計上する。 2年目の年度途中に増額の設計変更が生じた場合は、変更契約の締結を認め、流用対応や補正予算に計上する。
13	安城市	債務負担行為を設定した会計年度後に、債務負担行為の補正をすることができないため、増額変更の必要がある場合は新たな債務負担を設定して対応します。 ただし、増額変更が生じた年度が債務負担行為の最終年度の場合には、その年度の歳出予算を補正予算にて増額して対応します。
14	西尾市	西尾市は近年の土木工事において、債務負担行為の実例はありませんが、債務負担支出予定額を、変更を見込んだ金額で議決を受けておけば、限度内増額は可能かと思われます。

市名		各市の状況
15	蒲郡市	土木工事において、ほとんど債務負担行為を採用していないため、お答え出来るような事例がありません。
16	犬山市	補正予算で対応しています。
17	常滑市	1年目に変更契約を締結する場合は債務負担行為の補正、2年目の場合は歳出補正予算の増額での対応になるかと考えます。
18	江南市	土木工事が複数年におよぶ場合は継続費で予算計上しております。 案件のような場合においては、別工事で発注するか、若しくは補正予算を計上することになると考えます。
19	小牧市	期間2年の債務負担行為で設計変更による増額が生じたときの財務処理上の対応方法は、それが1年目に発生した場合は、債務負担行為の増額補正を行います。2年目に発生した場合は、債務負担行為の補正はできないため、2年目の現年度予算の増額補正を行うか、流用等により予算措置を行っております。
20	稲沢市	当市においては債務負担行為により工事を行っている事例はなく、複数年になる工事については継続費により、また、2か年に跨る工事については繰越明許費を設定して行っている状況です。
21	新城市	債務負担行為において増額の設計変更を生じた例はありません。
22	東海市	2箇年にまたがる工事の場合は、予算上、継続費か繰越明許費を設定しており、債務負担行為の設定はしておりません。
23	大府市	同様の事例なし。 ただし、通常の繰越が発生した場合には、当該年度の内にできる限りの設計変更をし、 次年度以降では、変更に対応しない。（減額変更は可能）
24	知多市	知多市において、事例がありません。ご教示お願いします。当該年度に不足分を補正予算で増額を行う対応で可能ではないのでしょうか。
25	知立市	債務負担行為による工事を近年実施していないため事例がありません。
26	尾張旭市	事例のような案件は、これまでありません。
27	高浜市	増額工事分については、当該年度に別添工事（附帯工）として随意契約をし、対応します。
28	岩倉市	当市では、工事期間が2か年度以上に渡る場合は、継続費として予算計上を行っております。そのため、今回、一宮市よりご質問をいただいた債務負担行為による工事の増額設計変更の事例はございませんが、今後のためにもこのような対処方法についてご教示願います。
29	豊明市	改めて歳出予算を計上するため、その予算を補正することで対処する。
30	日進市	本市では債務負担行為額を上回らないように設計額にある程度、上乗せし計上しています。 よって債務負担行為額を上回ったことはありませんが、上回った場合は債務負担行為の追加をすることになると考えます。
31	田原市	本市では、単独費を予算化しており、それで対応しております。
32	愛西市	歳入歳出予算として計上していなければ、補正予算を計上して、別途工事で考える。
33	清須市	債務負担行為は限度額を設定するため、増額の設計変更にて限度額を超えるような場合は何らかの対応が必要となります。この場合、債務負担行為の設定年度においては補正予算により対応が可能ですが、債務負担行為に基づく執行力は、その設定年度に限られるため、設定年度の次年度以降については改めて債務負担行為を設定する必要があります。さて、議題1についてですが、期間2年の債務負担行為の場合で、2年目に設計変更が生じ、増額する場合の財務処理について本市では、2年目の当初予算額をベースに増額により必要となる金額を補正予算として計上するかあるいは予算流用により確保してから変更増額契約を締結しております。
34	北名古屋市	当市においては前例がなく、同様にご教示いただきたい。

市 名		各　市　の　状　況
35	弥富市	2年目に補正予算で対応することとしています。
36	みよし市	現在、当市で複数年の工事は継続費で行っています。 債務負担行為で限度額を超えた場合は、別工事にて発注するものと考えます。
37	あま市	事例なし
38	長久手市	本市では、これまで質問の事例は発生しておりませんが、仮に増額の設計変更が生じた場合には、限度額の増額した部分において、新たな債務負担行為を設定することになると思われます。